

観音寺市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則

観音寺市教育委員会に対する事務委任規則（平成26年観音寺市規則第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき市長の権限に属する事務の一部を観音寺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に委任し、又は教育委員会事務局の職員に補助執行させることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（委任事務）

第2条 市長は、次の各号に掲げる事務を教育委員会に委任する。

- （1） 教育委員会の所掌に係る事項について、収入の調定及び通知をすること。
- （2） 教育委員会に配当された予算に基づき、支出負担行為及び支出命令をすること。
- （3） 教育委員会の所管に属する公の施設の使用料の徴収及び減免に関すること。
- （4） 教育委員会の所管に属する行政財産の目的外使用の使用料の額の決定、徴収及び減免に関すること。

（補助執行事務）

第3条 市長は、次の各号に掲げる事務を教育委員会事務局の職員に補助執行させるものとする。

- （1） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の3第1項に規定する大綱の策定に関すること。
- （2） 法第1条の4第1項に規定する総合教育会議（招集、公表等に関することを除く。）に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。